

第21章 金融検査体制

I 平成13年度の金融検査体制の整備

1. 金融検査の充実強化のためには、検査体制の整備が不可欠であり、平成13年度も、検査官の定員を大幅に増員するとともに、部門についても、2部門（保険担当・証券担当各1部門）増設して18部門に拡充した。

拡充後の部門配置は、第1部門から第3部門は都市銀行、第4部門は長期信用銀行・信託銀行・協同組織金融中央機関、第5部門から第7部門は外国銀行支店・外資系信託銀行、第8部門から第11部門は地方銀行・第二地方銀行、第12部門から第14部門は保険会社、第15部門から第17部門は証券会社、第18部門は検査応援部門とした（別図21-1参照）。

さらに、バックオフィスについては、13年7月に「総務課」に、検査局の人事・服務関係事務を所掌する「調整係」を新設した（別図21-2参照）。

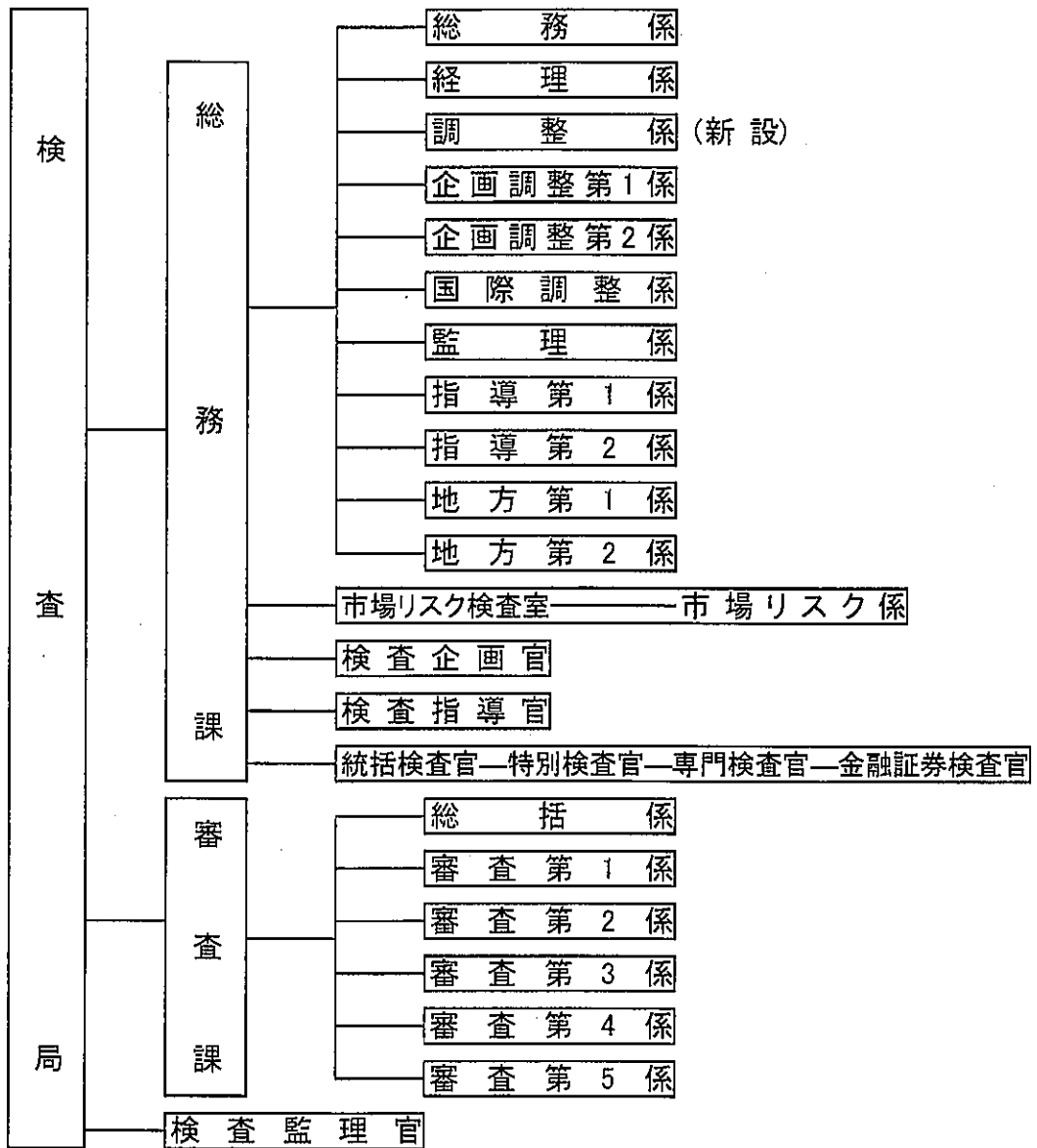
2. 金融検査に従事する職員数は、別図21-3に示すとおり、検査局及び財務（支）局において、それぞれ41人増の360人、4人増の571人となり、厳正で実効性ある検査のための体制強化が着々と図られつつある。

（注）各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務（支）局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

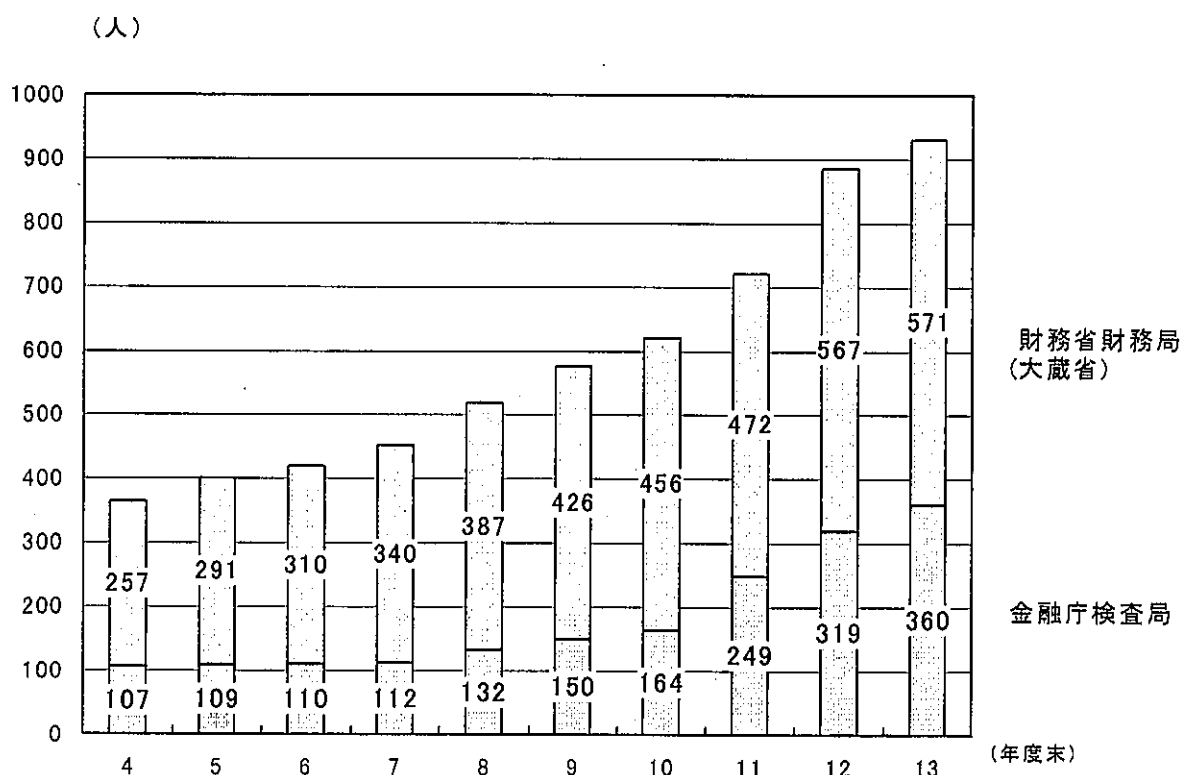
別図21-1 各部門が主として担当する検査対象業態

部門の名称	主として担当する検査対象業態
第1部門	都市銀行
第2部門	
第3部門	
第4部門	長期信用銀行、信託銀行、協同組織金融中央機関
第5部門	外国銀行支店、外資系信託銀行
第6部門	
第7部門	
第8部門	地方銀行、第二地方銀行協会加盟行
第9部門	
第10部門	
第11部門	
第12部門	保険会社
第13部門	
第14部門	
第15部門	証券会社
第16部門	
第17部門	
第18部門	検査応援

別図21-2 金融庁検査局組織図（平成13検査事務年度）



別図21-3 金融検査に従事する職員数の推移



(注1) 金融庁検査局の平成9年度末以前は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数、10、11年度末は金融監督庁検査部の職員数である。

(注2) 金融監督庁発足以降民間から中途採用した専門家も、金融検査に従事している。(第2章第3節を参照)

II 今後の体制整備について

14年度機構・定員及び予算において、46名(定員削減2名を含む純増44名)の検査官の増員、1部門増設が認められ、19部門・404名体制となる。増設する部門の検査対象業態は主要行を予定している。

なお、14年検査事務年度の主要行検査については、主要銀行グループ別に検査部門を再編成し、各部門が1年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する実質常駐検査体制とすることを予定している。また、内部監査体制や市場リスク、システムリスクといった専門性の高い分野については民間出身の専門家を登用とした専門班を別途編成し、各グループを横断的に検査する。こうした検査体制の再編・強化により検査の実効性・効率性を高めることができると考えている。(14年4月12日「より強固な金融システムの構築に向けた施策」資料9-1-6参照)

(注1) 金融庁検査局と財務(支)局との関係(資料21-1参照)

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務(支)局長に委任している。この委任している事務に関しては、金融庁長官が財務(支)局長を直接指揮監督しており、検査に係る金融庁の指揮命令系統を明確にするため、財務(支)局の理財部には検査監理官を設けている。

(注2) 金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係(資料21-1参照)

証券会社については、検査局と証券取引等監視委員会の双方が検査を実施しており、経営の健全性を確保する観点からの検査は検査局が担当し、証券会社の取引等の公正を確保する観点からの検査は証券取引等監視委員会が担当することとなっている。

なお、個人投資家の市場参加の促進等による市場の活性化を図るためには、証券市場に対する信頼の保持に向け、市場監視・検査体制の強化を図る必要があることから、平成13検査事務年度の証券会社に対する検査は、証券取引等監視委員会との連携を強化し、合同検査を原則とするなど、効果的な検査の実施に努めている。